

令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和5年度調査)
後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査
歯科診療所票

※この「**歯科診療所票**」は医療機関の開設者・管理者の方に、貴施設における後発医薬品の使用状況やお考えについてお伺いするものですが、開設者・管理者が指名する方にご回答いただいても結構です。

※ご回答の際は、**あてはまる番号を○(マル)で囲んでください**。また、()内には**具体的な数値、用語等**をご記入ください。
 ()内に数値を記入する設問で、該当なしは「0(ゼロ)」を、わからない場合は「-」をご記入ください。

※数値を入力する設問で、「小数点以下第1位まで」と記載されている場合は、小数点以下第2位を四捨五入してご記入ください。記載されていない場合は、整数をご記入下さい。

※特に断りのない場合は、令和5年7月1日現在の状況についてご記入ください。

※災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

0. あなたご自身についてお伺いします(令和5年7月1日現在)。

①性別 ※○は1つ	1. 男性	2. 女性			
②年代 ※○は1つ	1. ~20代以下	2. 30代	3. 40代	4. 50代	5. 60代以上
③開設者・管理者の別 ※○は1つ	1. 開設者兼管理者	2. 開設者	3. 管理者	4. その他(具体的に: _____)	

1. 貴施設の状況についてお伺いします(令和5年7月1日現在)。

①所在地	(_____) 都・道・府・県				
②開設者 ※○は1つ	1. 個人	2. 法人	3. その他	③開設年	西暦(_____)年
④標榜診療科 ※あてはまる番号すべてに○	1. 歯科	2. 矯正歯科	3. 小児歯科	4. 歯科口腔外科	5. その他(具体的に: _____)
⑤医科の医療機関の併設状況 ※○は1つ	1. 併設している		2. 併設していない		
⑥外来の院内・院外処方の割合	院内処方(_____)% + 院外処方(_____)% = 100% <small>注1</small>				

注1: 算定回数ベースにて整数でご記入ください。正確な数がわからない場合は概数でご記入ください。

例えば、院内投薬のみの場合は、院内処方に「100」を、院外処方に「0」をご記入ください。また、院外処方のみ場合は、「院内処方」に「0」を、「院外処方」に「100」をご記入ください。

	1)常勤のみ ※ゼロの場合は「0」とご記入ください。	2)常勤換算
⑦-1. 歯科医師数	(_____) 人	(_____) 人
⑦-2. 薬剤師数	(_____) 人	(_____) 人
⑧外来患者延数 令和5年6月	(_____) 人	

2. 後発医薬品に係る最近の対応状況についてお伺いします。

①1年前(令和4年7月1日)と比較して、後発医薬品の供給体制についてどのように感じますか。 ※○は1つ						
1. 改善した		2. 変わらない		3. 悪化した		
②現在(令和5年7月1日)において、後発医薬品の処方割合に変化はありましたか。 ※○は1つ						
1. 後発医薬品の処方割合がかなり減った						
2. 後発医薬品の処方割合がやや減った						
3. 後発医薬品の処方割合の変化はほとんどなかった						
4. 後発医薬品の処方割合が増えた						
5. わからない						
③出荷調整等で入手が難しくなっている品目数 ※令和5年6月1か月間	先発医薬品	(_____) 品目	(_____) 品目	院内	院外	
	後発医薬品	(_____) 品目	(_____) 品目			
④供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱いの適用 <small>注2</small> (令和5年7月1日時点) ※○は1つ			1. あり		2. なし	

注2: 供給が停止されていると報告された医薬品のうち、別に示す供給停止品目と同一成分・同一投与形態の医薬品については、「後発医薬品調剤体制加算」等において後発医薬品の使用(調剤)割合(以下、「新指標の割合」)を算出する際に算出対象から除外しても差し支えないこととするもの。

⑤「医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置」 ^{注3} について知っていますか。 ※○は1つ	1. 知っている	2. 知らない
---	----------	---------

注3: 医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、患者への適切な薬剤の処方や、保険薬局の地域における協力促進などの観点から、保険医療機関・保険薬局に対する加算について、特例措置を講ずるもの。

⑥外来後発医薬品使用体制加算の算定状況 ※○は1つ	1. 算定していない	2. 外来後発医薬品使用体制加算1
	3. 外来後発医薬品使用体制加算2	4. 外来後発医薬品使用体制加算3

【⑦は前記⑥で2~4.(算定あり)と回答した方にお伺いします。】

⑦「医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置」の適用有無(令和5年7月1日時点) ※○は1つ	1. あり	2. なし
---	-------	-------

【⑧は前記⑦で「2.なし」と回答した方にお伺いします。】

⑧特例を適用していない理由は何ですか。 ※あてはまる番号すべてに○
1. 特例措置を知らなかったから
2. 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して十分な対応ができる体制が整備されていないから
3. 医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することが困難だから
4. その他(具体的に: _____)

⑨後発医薬品使用割合<数量ベース> ※令和5年6月 ※小数点以下第1位まで	約()%
⑩カットオフ値 ^{注4} の割合(調剤報酬算定上の数値) ※令和5年6月 ※小数点以下第1位まで	約()%

注4: カットオフ値(%)の算出式 = (後発医薬品ありの先発医薬品 + 後発医薬品) ÷ 全医薬品

⑪処方料の算定回数 ※令和5年6月1か月間	()回
⑫処方箋料の算定回数 ※令和5年6月1か月間	()回
⑬現在、一般名処方による処方箋を発行していますか。 ※○は1つ	1. あり 2. なし

【⑭は前記⑬で「1.あり」と回答した方にお伺いします。】

⑭一般名処方加算の算定回数 ※令和5年6月1か月間	一般名処方加算1	()回
	一般名処方加算2	()回
⑮「医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置」の適用有無(令和5年7月1日時点) ※○は1つ	1. あり	2. なし

【⑯は前記⑮で「2.なし」と回答した方にお伺いします。】

⑯特例を適用していない理由は何ですか。 ※あてはまる番号すべてに○
1. 特例措置を知らなかったから
2. 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することが困難だから
3. その他(具体的に: _____)

【⑰は前記⑬で「1.あり」(一般名処方による処方箋の発行あり)と回答した方にお伺いします。】

⑰1年前と比較して一般名処方の件数は増えましたか。 ※○は1つ	1. 増えた	2. 変わらない	3. 減った
---------------------------------	--------	----------	--------

【⑱は前記⑰で「1.増えた」と回答した方にお伺いします。】

⑱一般名処方が増えた理由は何ですか。 ※あてはまる番号すべてに○
1. 一般名処方加算の点数が引き上げられたから
2. 医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置を適用したから
3. 後発医薬品の品質への不安が減ったから
4. 後発医薬品の安定供給への不安が減ったから
5. 先発医薬品を希望する患者が減ったから
6. その他(具体的に: _____)

【⑲は前記⑰で「2.変わらない」「3.減った」と回答した方にお伺いします。】

⑲一般名処方が増えない理由は何ですか。 ※あてはまる番号すべてに○
1. 後発医薬品の品質への不安があるから
2. 後発医薬品の安定供給への不安があるから
3. 先発医薬品を希望する患者が増えたから
4. その他(具体的に: _____)

【⑳は前記㉓で「2.なし」(一般名処方による処方箋の発行なし)と回答した方にお伺いします。】

㉑一般名処方による処方箋を発行していない理由は何ですか。 ※あてはまる番号すべてに○

1. 電子カルテが未導入であるため
2. 現在のシステムが一般名処方に対応していないため
3. 処方箋が手書きのため
4. 一般名では分かりにくく、医療従事者が混乱するため
5. 一般名では分かりにくく、患者が混乱するため
6. 手間が増えるため
7. 保険薬局がメーカーを選択できることに疑問や不安があるため
8. その他(具体的に: _____)
9. 特に理由はない

【すべての方にお伺いします。】

㉒貴施設で実施している医薬品の安定供給に関連する取組は何ですか。 ※あてはまる番号すべてに○

1. 一般名処方に関する患者への説明
2. 一般名処方の調剤に関する保険薬局との連携
3. 安定供給問題に備えた処方薬の見直しの検討
4. その他(具体的に: _____)

㉓今後、どのような対応がなされれば、歯科医師の立場として後発医薬品の使用を進めてもよいと思いますか。
※あてはまる番号すべてに○

1. 厚生労働省による、歯科医師や薬剤師に対する後発医薬品の品質保証が十分であることの周知徹底
2. 後発医薬品メーカー・卸による情報提供体制の確保
3. 後発医薬品に関する安定供給体制の確保
4. 後発医薬品の価格のバラツキや品目数の整理統合
5. 先発医薬品名を入力すると一般名処方できるシステムの導入
6. 後発医薬品に対する患者の理解
7. 後発医薬品を使用する際の診療報酬上の評価
8. 後発医薬品の使用割合についての診療報酬上の評価
9. 後発医薬品の原薬、製剤に関する製造方法、製造場所、製造国、共同開発などの情報開示
10. 患者負担が軽減されること
11. 患者からの希望が増えること
12. その他(具体的に: _____)
13. 特に対応は必要ない →質問㉑へ

㉔前記㉓の選択肢1.～12.のうち、最もあてはまるものの番号を1つお書きください。

㉕後発医薬品の使用促進について、国や地方自治体、製薬会社、医療関係者、国民においてどのような取組を行うことが効果的と考えますか。ご意見を自由にお書きください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

お手数をおかけいたしますが、**令和5年8月31日(木)**までに専用の返信用封筒(切手不要)に封入し、お近くのポストに投函してください。